

## サービス提供責任者研修 実施要領

介護が必要になっても、出来る限り在宅で暮らすことは多くの高齢者が望むことです。

在宅生活継続のためには訪問介護の利用が重要となりますが、中でもサービス提供責任者の担う役割が要であることは周知のことです。サービス提供責任者には適切なアセスメント、それに基づく訪問介護計画書作成、事業所内の訪問介護員の調整、指導・教育など多くのことが求められています。サービス提供責任者の仕事や業務に必要な内容を学ぶことで、訪問介護サービスの質の向上を図るため、本研修を実施いたします。

【主催】 公益社団法人 日本介護福祉士会 ・ 公益社団法人 福岡県介護福祉士会

【日時】  
 ≪1日目≫ 平成28年 8月 7日(日) 9:30 ~ 16:15  
 ≪2日目≫ 平成28年 8月 21日(日) 9:30 ~ 16:15  
 ≪3日目≫ 平成28年 9月 10日(土) 9:30 ~ 16:15  
 ≪4日目≫ 平成28年 9月 24日(土) 9:30 ~ 16:15  
 ≪5日目≫ 平成28年10月 8日(土) 9:30 ~ 16:15  
 ≪6日目≫ 平成28年10月 22日(土) 9:30 ~ 16:15  
 ※本研修は6日間の研修となっております。

【研修会場】 公益社団法人 福岡県介護福祉士会 501研修室  
 (福岡市博多区博多駅中央街7-1 シック博多駅前ビル5階) ※博多駅から徒歩3分

【研修内容】 右記カリキュラム参照(研修時間:36時間(6日間))

【受講要件】 原則、介護福祉士資格を所有し、かつ訪問介護事業所においてサービス提供責任者を担っている方及び今後サービス提供責任者になろうとする方。

【申込締切】 平成28年7月22日(金) 締切

【受講定員】 30名程度 (定員になり次第、申し込みを終了させていただきます。)  
 ※受講生が10名以下の場合は中止する場合があります。

【受講料】 会 員・・・20,000円 非会員・・・30,000円  
 ※受講料お振り込み後の返金は致しません。又、受講しない日が生じても同様です。  
 但し、当会の都合により研修が中止になった場合などは返金致します。  
 ※次年度以降(3年以内)に渡って受講される方でも、追加料金などは発生致しません。  
 ※「研修受講券」(受講料割引券)を利用できる研修です。ご希望の方は、裏面備考欄に「研修受講券を使用」とご記入下さい。(但し、受講料入金後「研修受講券」を使用することはできません)

【申込方法】 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、当会までFAX又は郵送にてお申し込み下さい。

受講が決まった方には、7月下旬までに「受講決定通知・受講料請求書」を送付致します。受講料のお振込みを完了された方が、研修を受講できます。期限内に受講料の入金がない方は自動的にキャンセルの手続きをとらせて頂きます。

- 【その他】
- ①日本介護福祉士会の定めるカリキュラムを修了しなければ、修了書を発行することはできません。又、欠席・早退・遅刻等あった場合も同様です。
  - ②本研修は3年以内に修了すれば修了書を発行することができます。受講出来ない曜日がある方も安心してお申し込み下さい。(但し、受講者人数によって、本研修を中止にする場合があります。予めご了承下さい。)
  - ③受講条件を満たしていない方につきましては、受講をお断りする場合があります。
  - ④原則サービス提供責任者の条件を満たしている方が対象の研修となっております。サービス提供責任者の条件を満たしていない方が、本研修を修了してもサービス提供責任者となれる訳ではありません。
  - ⑤この実施要領をご理解・ご承諾の上、お申し込み下さい。また、何かご不明な点等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

【修了認定】 全課程修了者には、日本介護福祉士会会長による修了証書を発行するものとします。

【問い合わせ先】 公益社団法人 福岡県介護福祉士会 (担当:黒木)  
 〒812-0012  
 福岡県福岡市博多区博多駅中央街7-1 シック博多駅前ビル5階  
 TEL 092-474-7015 FAX 092-436-5234

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ カリキュラム ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

◆ 1日目

科目名	大項目	中小項目	時間数
介護保険法と訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護事業の意義と魅力</li> <li>・制度上の位置づけ</li> <li>・通知等の理解</li> <li>・利用者の特性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護の魅力</li> <li>・介護保険制度における訪問介護の位置づけ</li> <li>・サービス提供責任者の業務と役割の理解</li> <li>・利用者の一般的な特性の理解</li> <li>・訪問介護サービスの内容(介護サービスと予防サービス)</li> <li>・指定居宅サービスの運営基準</li> <li>・守秘義務・個人情報管理</li> </ul>	6

※送り状は不要です。

## 平成28年度 サービス提供責任者研修 申込書

ふりがな			
氏名	※どちらかに○をつけてください。 ・会 員 (40 ) ・ 非会員		
生年月日 (和暦記入)	昭和・平成 月 日 年	性別	男 ・ 女
自宅住所	〒		
日中連絡先	TEL	FAX	
所属職場	1. 訪問介護事業所 2. その他 ( )		
職場名			
職場住所	〒		
職場連絡先	TEL	FAX	
受講決定通知 送付先	・自 宅 ・職 場 (※必ずどちらかに○をつけてください。)		
介護福祉士資格取得後 実務経験年数	年	か月	
《 備 考 》			
※「研修受講券」を利用する方はご記入下さい。(記載例：研修受講券〇〇〇円分利用)			

※申込書は本研修以外の目的では使用致しません。

※実施要領をご了解の上、お申し込み下さい。

PDF

### ◆2日目・3日目

科目名	大項目	中小項目	時間数
訪問介護計画、手順書の作成及び記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>法を遵守した介護計画</li> <li>介護予防を重視した介護計画</li> <li>医療依存度の高い利用者の介護計画</li> <li>事業所内での記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護計画の作成の方法</li> <li>訪問介護手順書の作成</li> <li>モニタリング、評価</li> <li>ケアプランと訪問介護計画書の理解</li> <li>医療依存度の高い利用者への対応 (リスク管理も含む)</li> <li>訪問介護事業所に必要な記録</li> </ul>	12

### ◆4日目

科目名	大項目	中小項目	時間数
事業所内で部下を指導、教育する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護計画に基づく仕事の仕方</li> <li>ケアチームのあり方</li> <li>スーパービジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護員の業務とサービス提供責任者</li> <li>ケアチームの意義と在り方</li> <li>訪問介護員の健康管理とメンタルヘルス</li> <li>接遇と技術指導 (在宅での生活支援や介護技術)</li> <li>訪問介護員の育成・研修の方法</li> </ul>	6

### ◆5日目

科目名	大項目	中小項目	時間数
多職種との連携及びコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>他職種との連携</li> <li>コミュニケーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者会議における情報の共有</li> <li>多職種連携の仕方 (情報交換)</li> <li>連携のための記録の在り方</li> <li>サービス提供責任者の役割の理解と各サービスとの連携</li> <li>コミュニケーション技術 (情報収集・共感的理解)</li> <li>事業所内での報告・連絡・相談の重要性</li> </ul>	6

### ◆6日目

科目名	大項目	中小項目	時間数
サービス提供責任者に必要な医療知識や緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護事故やクレームへの対応と予防</li> <li>日常的な利用者の健康管理と緊急対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクマネジメントとクレームマネジメント</li> <li>利用者の健康管理と緊急対応</li> <li>訪問介護に必要な医学の基本知識</li> <li>緊急対応マニュアルの必要性</li> </ul>	3
個別事例への関わり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースカンファレンス</li> <li>“困難事例”への関わり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースカンファレンスの持ち方</li> <li>担当者会議での役割の理解と情報共有からの活用</li> <li>“困難事例”への関わり方</li> </ul>	3

※上記内容等は、一部変更する場合があります。